

観光地マーケティングに関するアドバイザリー及び研修業務審査対象項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
I. 事業実施の方向性及び全体計画	1. 事業実施の方向性及び全体計画 奈良県域の観光に関する現状・課題分析とその解決に向けた業務実施の方向性は適切か。	20
	2. 全体計画 業務の全体計画は適切か。	10
II. 事業の内容	3. 業務の具体的提案 アドバイザリー業務・奈良県域自治体及びDMO職員研修業務の内容が具体的であるか。	20
	4. 創意工夫・独自提案 奈良県域のマーケティング力向上のための创意工夫・独自提案見られるか。	10
III. 業務実施体制・業務実績	5. 業務実施体制 提案どおり業務を遂行できる体制が整っているか。	10
	6. 業務実績 観光地マーケティングに関する知識や経験・交渉力等を十分有しているか。	20
IV. 経費	7. 見積金額 見積金額が仕様書提示の範囲内であり、経費の積算内容が仕様書で求める業務内容及び提案内容に見合った妥当な金額となっているか。	10